

議案第4号

目黒区公契約条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区公契約条例の一部を改正する条例

目黒区公契約条例（平成29年12月目黒区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）第22条第1項に規定する給与の額」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月目黒区条例第9号）第19条第1項に規定する報酬の額」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説明） 労働報酬下限額の算定に用いる基準に係る規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。